

第64回定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項

■事業報告

財産および損益の状況の推移
対処すべき課題
主要な事業内容
主要な営業所
従業員の状況
主要な借入先
その他企業集団の現況に関する重要な事項
新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制および運用状況
剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

■計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

■監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

(2025年3月1日から)
(2026年2月28日まで)

株式会社ツルルホールディングス

上記事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

第64回定時株主総会招集ご通知に記載の事項につきましては、当該招集ご通知をご覧くださいませようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第61期 (2023年5月期)	第62期 (2024年5月期)	第63期 (2025年2月期)	第64期 (当連結会計年度) (2026年2月期)
売上高(百万円)	970,079	1,027,462	845,603	1,450,585
経常利益(百万円)	45,689	47,466	37,840	63,086
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	25,258	21,743	17,207	42,670
1株当たり当期純利益(円)	519.90	447.27	353.67	144.55
総資産(百万円)	539,830	549,551	583,362	1,647,981
純資産(百万円)	304,144	305,297	306,377	895,706
1株当たり純資産額(円)	5,690.49	5,748.63	5,778.90	1,932.16

(注) 1.当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

2.第63期(2025年2月期)は、決算期変更(5月15日から2月末日)に伴い、9.5ヶ月の変則決算となっております

3.第62期(2024年5月期)については、過年度決算訂正を反映した数値を記載しております。

(4) 対処すべき課題

ドラッグストア業界におきましては、調剤需要の拡大や食品カテゴリーの強化を背景に市場は引き続き拡大する一方、人件費・物流費の上昇等により収益環境は厳しさを増しており、生産性向上および経費コントロールの重要性が高まっております。

このような状況のなか、当社グループは、経営統合を基盤としたグループ戦略のもと、既存店舗の活性化、調剤併設の推進、プライベートブランド商品の強化およびDXの推進により、生産性向上と収益力の強化に取り組んでまいります。

以上により、次期の連結業績の予想といたしましては、売上高2兆5,550億円、営業利益994億円、経常利益981億円、親会社に帰属する当期純利益415億円、EBITDA1,623億円を見込んでおります。

また、2026年4月9日に開示いたしました、中期経営計画（2027年2月期～2029年2月期）においては、売上高2兆7,000億、営業利益1,350億円、営業利益率5.0%、EBTDA2,025億円、EBITDAマージン7.5%をKPIとしております。特に、EBITDAに関しては先行投資が重要となる本計画期間における実質的な収益力を示す最重要指標として設定しております。

2027年2月期は当社がウエルシアホールディングス株式会社との経営統合後の初年度であると同時に、新たに策定した中期経営計画（2027年2月期～2029年2月期）の初年度にあたります。両社がこれまで培ってきた強みを結集し、統合シナジーを着実に具現化することで中長期的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。本中期経営計画では「価値創造基盤の構築」を重点テーマと位置づけ、店舗、調剤、MD、DX、海外等の戦略における以下の取組みを進めてまいります。

① 収益性を重視した店舗展開戦略

- ・新規出店中心から改装・スクラップ&ビルド重視へ転換し、店舗網の「量」から「質」への転換を進める
- ・ドラッグ&フード型店舗の展開を強化し、来店頻度・客数の向上を図る

② 調剤薬局の新規開設推進と機能向上

- ・ドラッグストアへの調剤併設強化を図る
- ・オンライン対応やかかりつけ機能強化による新しい薬局利用の提案を進める

③ プライベートブランドを通じた企業価値・競争力向上

- ・プライベートブランドの統合・再編に着手
- ・ナショナルブランドを含む商品政策・取引条件の整理・共通化を進め、調達効率と収益性の改善を図る
- ・一部エリアでの共同配送を開始

④ デジタル戦略の推進とIT基盤の強化

- ・グループ横断でのデータ活用に向けた、顧客IDおよび顧客データの統合を進める
- ・電子棚札、インカム、業務スマホ導入等による店舗作業の効率化を推進
- ・店舗・調剤オペレーションの効率化を進め、接客・対人サービスへのリソース再配分を推進

⑤ 海外事業基盤の強化

- ・ ASEAN地域における事業基盤構築に向け、本部機能の強化の為、現地人材・外部パートナーの活用に加えて、社内育成や教育体制の整備を図る
- ・ ガバナンス・リスク管理体制の整備

(5) **主要な事業内容** (2026年2月28日現在)

当社は、グループ会社各社の経営指導および管理を行っております。

なお、当社グループは、当社、連結子会社28社で構成され、医薬品、化粧品、日用雑貨、食品等の販売および調剤薬局の経営に関係する事業等を行っております。

(6) 主要な営業所 (2026年2月28日現在)

当社本社 札幌市東区北24条東20丁目1番21号

なお、当社グループ店舗数の状況は以下のとおりであります。

直営店舗5,676店舗 (その他 海外35店舗)

当社グループ直営店舗の分布状況 (地区および店舗数) は次のとおりであります。

都	道	府	県	別	店	舗	数	
北	海	道	453店舗	滋	賀	県	23店舗	
青	森	県	152店舗	京	都	府	97店舗	
岩	手	県	96店舗	大	阪	府	272店舗	
宮	城	県	177店舗	兵	庫	県	152店舗	
秋	田	県	95店舗	奈	良	県	16店舗	
山	形	県	119店舗	和	歌	山	県	23店舗
福	島	県	158店舗	鳥	取	県	53店舗	
茨	城	県	217店舗	島	根	県	70店舗	
栃	木	県	104店舗	岡	山	県	87店舗	
群	馬	県	116店舗	広	島	県	277店舗	
埼	玉	県	263店舗	山	口	県	57店舗	
千	葉	県	332店舗	徳	島	県	29店舗	
東	京	都	497店舗	香	川	県	62店舗	
神	奈	川	県	297店舗	愛	媛	県	145店舗
新	潟	県	110店舗	高	知	県	57店舗	
山	梨	県	65店舗	福	岡	県	134店舗	
長	野	県	86店舗	佐	賀	県	7店舗	
富	山	県	43店舗	長	崎	県	11店舗	
石	川	県	25店舗	熊	本	県	14店舗	
福	井	県	7店舗	大	分	県	12店舗	
岐	阜	県	5店舗	宮	崎	県	10店舗	
静	岡	県	338店舗	鹿	児	島	県	37店舗
愛	知	県	175店舗	沖	縄	県	73店舗	
三	重	県	28店舗		計		5,676店舗	

(7) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

① 当社グループの状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	13,621名	8,083名
女 性	14,120名	8,344名
合計または平均	27,741名	16,427名

(注) 上記従業員数は、ウエルシアHD株式会社との経営統合により前期末から大幅に増加しており、社外への出向者60名を含みますが、嘱託963名およびパートタイマーは含めておりません。なお、パートタイマーの年間平均人数は47,917名(1日1人8時間換算)であります。

② 当社の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	180名	16名	44歳 11ヵ月	18年 9ヵ月
女 性	68名	21名	42歳 6ヵ月	18年 0ヵ月
合計または平均	248名	37名	44歳 3ヵ月	18年 7ヵ月

(注) 1. 上記従業員数には、嘱託およびパートタイマーは含めておりません。なお、パートタイマーの年間平均人数は1名(1日1人8時間換算)、嘱託は21名であります。

2. 上記従業員数には、当社グループからの出向者124名を含んでおります。

(8) 主要な借入先 (2026年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 三 井 住 友 銀 行	101,325百万円
(株) 北 洋 銀 行	10,750百万円
(株) み ず ほ 銀 行	5,887百万円
(株) り そ な 銀 行	5,659百万円
(株) 北 海 道 銀 行	5,000百万円
(株) 三 菱 U F J 銀 行	3,166百万円

- (9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**
該当事項はありません。

新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

発行回数 (株式報酬型 ストック オプション)	新株予約権 の数(新株 予約権1個につ き1,000株)	目的とな る 株式の数	新株予約 権の払込 金額	行使 価額	行使期間	当社役員の保有状況			
						区分	新株予約権 の 数	目的である 株式の数	保有 者数
2008年 新株予約権	23個	23,000株	無償	1円	2008年9月26日から 2028年9月25日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	4個	4,000株	1名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	—	—	—
2009年 新株予約権	24個	24,000株	無償	1円	2009年9月26日から 2029年9月25日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	8個	8,000株	1名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	—	—	—
2010年 新株予約権	26個	26,000株	無償	1円	2010年9月28日から 2030年9月27日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	9個	9,000株	1名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	—	—	—
2011年 新株予約権	35個	35,000株	無償	1円	2011年9月28日から 2031年9月27日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	18個	18,000株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	—	—	—
2012年 新株予約権	36個	36,000株	無償	1円	2012年9月28日から 2032年9月27日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	14個	14,000株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	—	—	—
2013年 新株予約権	17個	17,000株	無償	1円	2013年9月28日から 2033年9月27日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	7個	7,000株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	—	—	—
2014年 新株予約権	20個	20,000株	無償	1円	2014年9月28日から 2034年9月27日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	7個	7,000株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	—	—	—
2015年 新株予約権	11個	11,000株	無償	1円	2015年9月29日から 2035年9月28日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	5個	5,000株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	—	—	—
2016年 新株予約権	14個	14,000株	無償	1円	2016年9月27日から 2036年9月26日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	5個	5,000株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	—	—	—

(注) 当社は2025年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。

- ② 当事業年度中の従業員等に対する新株予約権等の交付の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人 トーマツ
② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	125百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	347百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうちWELCIA SINGAPORE PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。
4. 当連結会計年度においてウエルシアホールディングス（株）を子会社化しており、連結対象期間は2025年12月1日から2026年2月28日までの3ヶ月間ですが、監査報酬は同社グループに係る年間の総額を記載しております。
- ③ 非監査業務の内容
当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「改正リース会計基準導入に関する助言業務」を委託しております。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合に会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また監査等委員会が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨の報告をいたします。
- ⑤ 責任限定契約の内容と概要
当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限としております。

業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で決議しております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保するための整備および運用を行っております。今後もより効率的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

- ① 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a) 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務権限の範囲を明確にした「職務権限規程」および「分掌業務と権限」を制定およびこれを周知し、職務の遂行が法令および定款に適合する体制の確立を進めております。
 - b) 「コンプライアンス規程」を制定およびこれを周知し、法令（行政上の通達・指針等を含む。）、社内規則および企業倫理の遵守体制の確立を進めております。
 - c) 「内部通報規程」を制定し、職制に沿った伝達経路とは別に業務執行部門から独立した通報体制を整備しております。また社内外の通報に対しては、執行部門から独立したコンプライアンス統括グループを通報受領者とし、必要に応じて通報内容が取締役に適切に伝達される体制を運用しております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録を含めた取締役の業務執行に係る文書について過年度を含め、必要に応じて10年間は閲覧可能な管理を行い、取締役に対し常に必要な情報が得られる体制を運用しております。

③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社子会社を取り巻くリスクを以下の項目で分類し、これに対応するための「リスク・マネジメント規程」を制定しリスクを早期に捉え、かつ迅速に対応し会社に与える損害を最小限にするための体制を整備しております。

不測の事態が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を運用しております。

イ) 物に関するリスク (会社の資産等)

ロ) 人に関するリスク (経営者、従業員)

ハ) 経営に関するリスク

二) 情報に関するリスク

ホ) その他 法令違反に関するリスク

④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a) 当社および当社子会社内の組織の役割および職位に応じた権限を明確化した「職務権限規程」および「分掌業務と権限」を制定およびこれを周知し、職務遂行の効率的な運営を図るとともに責任体制の確立をすすめております。

b) 「取締役会規程」を制定し、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略の意思決定を迅速に行う運用を図っております。

c) 「グループ執行会議規程」を制定し、月1回定期に当社および当社子会社の取締役および執行役員で構成する「グループ執行会議」を開催し、当社および当社子会社の取締役および執行役員が経営執行の基本方針、基本計画その他、経営に関する重要事項を円滑に伝達され執行決定を行う運用を図っております。

- ⑤ 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a) 当社の「内部統制システム構築の基本方針」を適用し、当社および当社子会社からなる企業集団の内部統制システムの構築を行うため、当社取締役および執行役員からなる「内部統制委員会」を組織し内部統制システムの運用状況について独立的評価を行っております。また執行部門から独立した監査室を設置し、執行部門に対する監視活動を行っております。
 - b) 「グループ執行会議規程」を制定し、月1回定期に当社および当社子会社の取締役および執行役員で構成する「グループ執行会議」を開催し、経営に関する重要事項が適切に報告される運用を図っております。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 「監査等委員会規程」を制定し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ監査等委員の同意を要するものとし、独立性を確保することとしております。
- ⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- 「監査等委員会規程」を制定し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は監査等委員会の指示により業務執行を行うこととし監査等委員会の指示の実効性を確保することとしております。

- ⑧ 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告したことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制

監査等委員会および監査等委員、監査等委員会の職務を補助すべき使用人への報告に対する体制整備のため、以下の内容を「監査等委員会規程」を制定し、適切に運用するものとしています。

- a) 監査等委員会は、当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を要求並びに当社および当社子会社の業務及び財産の調査を行えるものとする。
- b) 監査等委員会、監査等委員および監査等委員会の職務を補助すべき使用人から報告を求められたときは、適切な報告を行うものとする。
- c) 監査等委員会、監査等委員および監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対し報告を行った者が、いかなる不利益も受けない体制を確保する。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は監査等委員及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人に監査上の諸費用が発生した場合、会社は当該費用を負担するものとしており、着手金等の前払い、および事後的に発生した費用の償還についても同様とするものとしております。

⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、会計監査人から定期的に報告をうけるとともに、内部監査部門から年4回定期的に監査等委員会に対して内部統制システムの構築状況および内部監査の状況について報告を求め、効果的な監査業務体制を確保しております。

⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、当社および子会社の財務報告の信頼性を確保するため、当社取締役および執行役員からなる「内部統制委員会」を年4回定期的に開催し決算・財務報告に係る内部統制の評価を行い金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備および運用しております。当年度は報告事項の発生状況を踏まえ、内部統制委員会を6回開催しております。

⑫ 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

剰余金の配当等の決定に関する方針

(当連結会計年度の配当に関して)

当社は、経営基盤の強化及び将来の事業展開を勘案しながら、株主利益重視の見地から安定した配当を行うことを基本方針とし、さらに配当性向を考慮した利益配分を実施してまいりました。

上記方針に基づき、当期における第2四半期末の利益配当につきましては、計画通り1株につき133円50銭の配当を実施いたしました。当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第2四半期末の1株当たり配当額については、当該株式分割前の金額を記載しております。期末におきましては、当期業績をふまえて当初計画通り1株につき23円00銭の配当を行うことを決定いたしました。なお、当該株式分割を考慮しない場合の期末配当金は115円00銭、年間配当金は248円50銭となります。

(翌連結会計年度以降の配当に関して)

次期における配当につきましては、経営統合による経営基盤の強化と成長投資を両立させつつ、安定的な配当と累進配当を行うことを基本方針とし、業績等を勘案して株主還元を行ってまいります。次期(2027年2月期)の年間配当は、1株につき48円を予定しております。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	202,130	買掛金	375,592
売掛金	122,481	1年内返済予定の長期借入金	41,389
商品	307,924	未払金	29,869
原材料及び貯蔵品	682	リース債務	12,302
その他の	46,294	未払法人税等	25,437
貸倒引当金	△103	契約負債	20,779
流動資産合計	679,409	賞与引当金	13,162
固 定 資 産		役員賞与引当金	816
有 形 固 定 資 産		ポイント引当金	269
建物及び構築物	188,934	店舗閉鎖損失引当金	1,979
工具、器具及び備品	19,303	その他	25,967
土地	39,724	流動負債合計	547,566
リース資産	62,436	固 定 負 債	
建設仮勘定	3,035	長期借入金	98,864
その他の	272	リース債務	55,932
有形固定資産合計	313,706	繰延税金負債	911
無 形 固 定 資 産		退職給付に係る負債	10,397
のれん	454,593	資産除去債務	28,215
ソフトウェア	12,364	店舗閉鎖損失引当金	3,902
その他	2,699	その他	6,485
無形固定資産合計	469,657	固定負債合計	204,708
投資その他の資産		負 債 合 計	752,275
投資有価証券	24,845	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	36,384	科 目	金 額
退職給付に係る資産	438	株 主 資 本	
差入保証金	119,518	資 本 金	12,300
その他	4,224	資 本 剰 余 金	587,912
貸倒引当金	△202	利 益 剰 余 金	263,416
投資その他の資産合計	185,208	自 己 株 式	△3,402
固 定 資 産 合 計	968,572	株 主 資 本 合 計	860,225
資 産 合 計	1,647,981	その他の包括利益累計額	
		その他の有価証券評価差額金	14,724
		為替換算調整勘定	△38
		退職給付に係る調整累計額	311
		その他の包括利益累計額合計	14,997
		新 株 予 約 権	596
		非 支 配 株 主 持 分	19,886
		純 資 産 合 計	895,706
		負 債 純 資 産 合 計	1,647,981

連結損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	1,450,585
売上	1,006,596
販売費及び一般管理費	443,989
営業外収益	380,952
受取利息	63,037
受補助金	386
備受取	256
受取	338
受取	509
受取	346
受取	671
その他	1,038
営業外費用	3,548
支持分	2,510
法に	473
よる	515
の	3,499
常	63,086
利	63
益	6,742
益	10,583
益	203
益	17,592
特	97
別	8
損	10,776
失	2,929
失	541
他	14,353
税	66,326
法	25,271
法	△4,301
当	20,969
期	45,356
純	2,686
利	42,670
益	42,670

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	11,626	21,541	232,706	△5,315	260,558
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	673	570,254			570,928
剰 余 金 の 配 当			△11,960		△11,960
親会社株主に帰属する当期純利益			42,670		42,670
自己株式の取得				△78,408	△78,408
自己株式の処分		3,815		84,095	87,910
連結範囲の変動				△3,774	△3,774
連結子会社株式の取得による持分の増減		△7,698			△7,698
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	673	566,371	30,709	1,913	599,667
当 期 末 残 高	12,300	587,912	263,416	△3,402	860,225

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	20,503	-	175	20,678	866	24,273	306,377
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							570,928
剰 余 金 の 配 当							△11,960
親会社株主に帰属する当期純利益							42,670
自己株式の取得							△78,408
自己株式の処分							87,910
連結範囲の変動							△3,774
連結子会社株式の取得による持分の増減							△7,698
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,778	△38	136	△5,680	△270	△4,387	△10,338
当 期 変 動 額 合 計	△5,778	△38	136	△5,680	△270	△4,387	589,329
当 期 末 残 高	14,724	△38	311	14,997	596	19,886	895,706

【連結注記表】

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 28社

連結子会社の名称

(株)ツルハ

(株)くすりの福太郎

(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本

(株)レデイ薬局

(株)杏林堂グループ・ホールディングス

(株)杏林堂薬局

(株)ドラッグイレブン

(株)ツルハグループマーチャンダイジング

(株)ツルハフィナンシャルサービス

(株)ツルハ酒類販売

ウエルシアホールディングス(株)

ウエルシア薬局(株)

ウエルシア介護サービス(株)

シミズ薬品(株)

(株)丸太サクラヤ薬局

(株)MASAYA

(株)よどや

(株)クスリのマルエ

(株)ププレひまわり

(株)コクミン

(株)フレンチ

(株)ふく薬品

(株)エクスチェンジ

(株)エクスチェンジソリューションズ

(株)エクスチェンジクリエイティブ

(株)ウエルパーク

ウエルシアパートナーズ(株)

WELCIA SINGAPORE PTE. LTD.

(連結の範囲の変更)

ウエルシアホールディングス㈱及びその子会社17社については、2025年12月1日付で当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアホールディングス㈱を株式交換完全子会社とする株式交換を実施したため、連結の範囲に含めております。

㈱セベラルについては、当連結会計年度において保有株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称

Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.

TSURUHA VIETNAM JOINT STOCK COMPANY

TSURUHA DRUGSTORE VIETNAM CO.,LTD.

ウエルシアオアシス㈱

ウエルシアケアトランスポート㈱

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した関連会社の名称

イオンレーヴコスメ㈱

イオンウエルシア九州㈱

(持分法の適用の範囲の変更)

イオンレーヴコスメ㈱及びイオンウエルシア九州㈱については、2025年12月1日付で当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアホールディングス㈱を株式交換完全子会社とする株式交換を実施したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法の適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用していない非連結子会社のうち、主要な会社等の名称

Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.

TSURUHA VIETNAM JOINT STOCK COMPANY

TSURUHA DRUGSTORE VIETNAM CO.,LTD.

ウエルシアオアシス㈱

ウエルシアケアトランスポート㈱

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、すべて連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。一部の連結子会社は主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。ただし、調剤に用いる薬剤等は売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

また、一部の連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

工具、器具及び備品 2～20年

- . 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年5月15日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金
 - 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。
 - . 賞与引当金
 - 従業員の賞与支給に備えるため、実際支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を引当計上しております。
 - ハ. 役員賞与引当金
 - 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額を引当計上しております。
 - ニ. ポイント引当金
 - 当社の子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売以外で顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。
 - ホ. 店舗閉鎖損失引当金
 - 店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - . 数理計算上の差異の費用処理方法
 - 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年～8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 商品の販売に係る収益認識 当社の子会社では、医薬品、化粧品、雑貨、食品等を販売しております。このような商品の販売においては、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社及び子会社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、対価の受領は、原則、商品を顧客に引き渡した時点で行っており、重要な金融要素の調整は行っていません。

ロ. 子会社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社の子会社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴う付与ポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

ハ. 他社が運営するポイント制度に係る収益認識

他社が運営するポイント制度に関しては、取引価格から商品の販売に伴う付与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、合理的な年数（5年～20年）で均等償却しております。

なお、重要性のないものについては一括償却しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取補償金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「受取補償金」は123百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	313,706百万円
無形固定資産（のれんを除く）	15,064百万円
投資その他の資産	3,625百万円
減損損失（のれんを除く）	10,776百万円

(注) 投資その他の資産のうち、固定資産の減損対象となるのは、一部の差入保証金及び「その他」に含まれる長期前払費用であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗及び土地や、土地の時価の下落が著しい店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、店舗ごとの割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を下回るか否かによって減損の認識の要否を判定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮して作成した、各店舗の予算計画を基礎として行っており、当該計画には、開店後の売上高の成長率や売上総利益率の改善率を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の要否の判定及び測定される減損損失の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

ウエルシアホールディングス株式会社との株式交換により発生したのれんの評価及び償却期間

(1) 連結計算書類に計上した金額

のれん	437,528百万円
のれん償却費	5,538百万円

当社とウエルシアホールディングス株式会社（以下「ウエルシアHD」といいます。）は、2025年4月11日付で、当社及びウエルシアHDの経営統合を含むイオン、当社及びウエルシアHDの資本業務提携の一環として当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする、株式交換契約を締結しております。当該株式交換契約は、2025年5月26日に開催された定時株主総会において承認されました。これに基づき、当社は2025年12月1日を効力発生日として株式交換を実施し、同日付でウエルシアHDは株式交換完全子会社となりました。そのため、当連結会計年度の連結計算書類において、ウエルシアHDとの株式交換により発生したのれん（以下、「のれん」という）437,528百万円及びのれん償却費5,538百万円を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

企業結合により取得した企業又は事業の取得原価は、受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なものの企業結合日時点の時価を基礎として配分し、取得原価と受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額との差額はのれんとして会計処理しております。また、のれんの償却期間は事業計画及び市場環境の見通しを基にウエルシアHD株式の取得による超過収益力が継続すると予想される期間に基づいて決定しております。

のれんの評価は、経営者が策定した事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画には売上高の増加及び売上総利益の改善を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の要否の判定及び測定される減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 308,838百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務は次のとおりであります。

① 担保に供している資産

建物及び構築物	239百万円
土地	1,134百万円
計	1,374百万円

② 担保に係る債務

短期借入金（1年内返済予定長期借入金含む）	340百万円
長期借入金	814百万円
計	1,155百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 454,308,990株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月11日 取締役会	普通株式	5,450	112.0	2025年2月28日	2025年5月12日
2025年10月10日 取締役会	普通株式	6,510	133.5	2025年8月31日	2025年11月4日

(注) 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生予定日
2026年4月9日 取締役会	普通株式	10,448	利益剰余金	23.0	2026年2月28日	2026年5月8日

(注) 2026年4月9日取締役会決議による配当金の総額には、株式付与ESOP信託が所有する自社の株式に対する配当金30百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数
2008年新株予約権	普通株式	23,000株
2009年新株予約権	普通株式	24,000株
2010年新株予約権	普通株式	26,000株
2011年新株予約権	普通株式	35,000株
2012年新株予約権	普通株式	36,000株
2013年新株予約権	普通株式	17,000株
2014年新株予約権	普通株式	20,000株
2015年新株予約権	普通株式	11,000株
2016年新株予約権	普通株式	14,000株
第11回新株予約権	普通株式	1,754,500株
合	計	1,960,500株

(4)株主資本の金額の著しい変動

①新株の発行

ウエルシアホールディングス株式会社との株式交換に伴う資本剰余金の増加569,580百万円、その他新株予約権の行使等に伴う資本金及び資本剰余金の増加1,347百万円であります。

②自己株式の取得

会社法第797条第1項に基づく当社の普通株式の株式買取請求権の行使に伴う自己株式の取得78,395百万円、その他会社法第234条第4項及び第5項の規定に基づく株式交換による1株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取り等12百万円であります。

③自己株式の処分

ウエルシアホールディングス株式会社との株式交換等に伴う自己株式の減少84,095百万円及び資本剰余金の増加3,815百万円であります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、元本の回収確実性を最重視し、かつ常識的な運用益が得られるような商品で運用しております。金融機関の選定についても信用面に留意しつつ、安全性の確保に努めております。

投資有価証券は政策的に保有する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(*2)	23,754	23,754	－
(2) 差入保証金	118,986	105,420	△13,565
資産計	142,740	129,175	△13,565
(3) 長期借入金(*3)	140,254	139,305	△948
負債計	140,254	139,305	△948

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,090

(*3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区 分	時 価 (百万円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投 資 有 価 証 券				
そ の 他 有 価 証 券				
株 式	22,094	－	－	22,094
そ の 他	－	1,660	－	1,660
資 産 計	22,094	1,660	－	23,754

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (百万円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
差 入 保 証 金	－	105,420	－	105,420
資 産 計	－	105,420	－	105,420
長 期 借 入 金	－	139,305	－	139,305
負 債 計	－	139,305	－	139,305

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債利率に与信管理上の信用リスクを加味した適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

			金 額 (百万円)
	医 薬 品		144,457
	化 粧 品		186,248
	雑 貨		347,894
	食 品		393,616
	そ の 他		136,114
	物 販 計		1,208,331
	調 剤		237,570
商 品 合 計			1,445,901
手 数 料 収 入 等			2,958
顧 客 と の 契 約 か ら 生 じ る 収 益			1,448,860
そ の 他 の 収 益			1,724
外 部 顧 客 へ の 売 上 高			1,450,585

- (注) 1. 「その他」の主な内容は、育児用品・健康食品・医療用具等であります。
 2. 「その他の収益」は、不動産賃貸収入等であります。

(表示方法の変更)

従来、「医薬品」に含めて表示しておりました「調剤」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「調剤」は109,296百万円であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

	当連結会計年度(百万円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	41,180
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	122,481
契約負債(期首残高)	18,849
契約負債(期末残高)	20,779

契約負債は、当社の子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売に伴い顧客に付与したポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。ポイントの使用時及び失効時に収益を認識し、契約負債を取り崩します。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債に含まれていた額は、11,778百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務は、当社の子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売に伴い顧客に付与したポイントに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度(百万円)
1年以内	12,687
1年を超	8,092
合計	20,779

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,932円16銭

1株当たり当期純利益 144円55銭

(注) 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

10. 企業結合等に関する注記

(ウエルシアホールディングス株式会社との経営統合)

当社とウエルシアホールディングス株式会社（以下「ウエルシアHD」といいます。）は、2025年4月11日付で、当社及びウエルシアHDの経営統合を含むイオン、当社及びウエルシアHDの資本業務提携の一環として当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする、株式交換契約を締結しております。当該株式交換契約は、2025年5月26日に開催された定時株主総会において承認されました。これに基づき、当社は2025年12月1日を効力発生日として株式交換を実施し、同日付でウエルシアHDは株式交換完全子会社となりました。

なお、本株式交換の効力発生日に先立ち、ウエルシアHDの普通株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場において、2025年11月27日付で上場廃止（最終売買日は2025年11月26日）となっております。

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 ウエルシアホールディングス株式会社

事業の内容 調剤併設型ドラッグストアチェーンの運営を行う子会社及びグループ会社の経営管理等

② 企業結合を行った主な理由

当社、イオン及びウエルシアHDは、2024年2月28日付で日本のみならずASEAN（東南アジア諸国連合）をはじめとするグローバル規模において、人々の未病、予防、治療に従事し、健康寿命の延伸に貢献することにより、地域生活者のより高次なヘルス&ウエルネスの実現を目的とした当社及びウエルシアHDの経営統合を含むイオン、当社及びウエルシアHDの資本業務提携（以下「本資本業務提携」）の協議を開始することに合意しました。そして、本資本業務提携が、地域生活者のより高次なヘルス&ウエルネスを実現することにつながると判断し、2025年4月11日付で本資本業務提携に係る最終契約の締結を決定しました。これにより、日本最大のドラッグストア連合体を創成し、競争力の獲得、アジアNo.1のグローバル企業への成長を目指すとともに、そこで働く従業員の限りない成長機会を創出していきます。本資本業務提携の一環として本株式交換を行うものです。

③ 企業結合日

2025年12月1日

④ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする株式交換

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

- ⑥ 取得した議決権比率
 企業結合直前に所有していた議決権比率 1.60%
 企業結合日に追加取得した議決権比率 98.40%
 取得後の議決権比率 100.00%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
 当社が株式を対価としてウエルシアHDの全株式を取得したことによるものであります。

- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
 2025年12月1日から2026年2月28日まで

- (3) 取得原価の算定等に関する事項

- ① 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|-------------------------------------|------------|
| 取得の対価 | 企業結合直前に保有していたウエルシアHDの株式の企業結合日における時価 | 10,675百万円 |
| | 企業結合日に交付した当社の普通株式の時価 | 657,108百万円 |
| 取得原価 | | 667,784百万円 |
- ② 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数
 株式の種類別の交換比率並びに交付した株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	ウエルシアHD (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.15
本株式交換により交付した株式数	当社の普通株式237,308,868株	

(注) 本株式交換により交付する株式として当社が保有する自己株式を一部充当しました。

- ③ 株式交換比率の算定方法
 当社及びウエルシアHDは、本株式交換比率算定に当たり、公平性を期すため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に本株式交換の交換比率の算定・分析を依頼し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、両社の株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。
- ④ 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
 段階取得に係る差益 10,583百万円

- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
 アドバイザリー費用等 2,660百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

443,066百万円

② 発生原因

主としてウエルシアHDの今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	352,215百万円
固定資産	254,304百万円
資産合計	<u>606,520百万円</u>
流動負債	300,732百万円
固定負債	79,129百万円
負債合計	<u>379,861百万円</u>

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	1,010,394百万円
経常利益	14,798百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定した売上高及び経常損益と取得企業の連結損益計算書における売上高及び経常損益との差額を影響の概算額としております。なお、企業結合時に認識されたのれん等が当期首に発生したのものとして、影響の概算額を算定しております。

上記情報は、必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に出資が当連結会計年度の開始の日時点で行われた場合の経営成績を示すものではありません。

なお、影響の概算については監査証明を受けておりません。

(連結子会社(株式会社レデイ薬局)の完全子会社化)

2025年12月22日付で、当社及び連結子会社である株式会社レデイ薬局は、同社の非支配株主が保有する全株式を取得し、株式会社レデイ薬局は当社の完全子会社となりました。

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：株式会社レデイ薬局

事業の内容：医薬品・化粧品・日用品等の小売、調剤店舗

② 企業結合日

2025年12月1日(みなし取得日)

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得による完全子会社化

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は49.0%であり、当該取引により株式会社レデイ薬局を当社の完全子会社といたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当社による子会社株式の取得の対価	現金	494百万円
株式会社レデイ薬局による自己株式の取得の対価	現金	19,005百万円
取得原価		19,500百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得及び連結子会社の自己株式取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

8,144百万円

11. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	24,684	関係会社短期借入金	20,289
売掛金	1,410	1年内返済予定の長期借入金	31,072
貯蔵品	1	未払金	1,293
関係会社短期貸付金	6,522	未払費用	202
その他	271	未払法人税等	1,654
貸倒引当金	△22	預り金	822
流動資産合計	32,867	賞与引当金	97
固定資産		役員賞与引当金	213
有形固定資産		その他	53
建物	197	流動負債合計	55,699
工具、器具及び備品	98	固定負債	
有形固定資産合計	296	長期借入金	84,178
無形固定資産		資産除去債務	64
ソフトウェア	7,038	その他	8
その他	380	固定負債合計	84,250
無形固定資産合計	7,419	負債合計	139,949
投資その他の資産		純資産の部	
関係会社株式	786,684	株主資本	
繰延税金資産	661	資本金	12,300
関係会社長期貸付金	20,104	資本剰余金	
その他	480	資本準備金	615,164
投資その他の資産合計	807,930	その他資本剰余金	6,267
固定資産合計	815,645	資本剰余金合計	621,432
資産合計	848,513	利益剰余金	
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	74,235
		別途積立金	861
		繰越利益剰余金	73,373
		利益剰余金合計	74,250
		自己株式	△15
		株主資本合計	707,967
		新株予約権	596
		純資産合計	708,563
		負債純資産合計	848,513

損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収入	20,616
営業費用	14,181
営業利益	6,434
営業外収益	
受取利息	58
受取配当金	2
貸倒引当金戻入益	156
現物配当に伴う交換差益	68
その他の	16
営業外費用	
支払利息	398
その他の	6
経常利益	6,331
特別損失	
固定資産除却損	1
過年度決算訂正関連費用	250
税引前当期純利益	6,079
法人税、住民税及び事業税	△2
法人税等調整額	△447
当期純利益	6,529

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	11,626	44,909	2,452	47,362	15	861	78,804	79,681	△5,316	133,353
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	673	570,254		570,254						570,928
剰 余 金 の 配 当							△11,960	△11,960		△11,960
当 期 純 利 益							6,529	6,529		6,529
自 己 株 式 の 取 得									△78,411	△78,411
自 己 株 式 の 処 分			3,815	3,815					83,712	87,527
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	673	570,254	3,815	574,069	-	-	△5,430	△5,430	5,300	574,613
当 期 末 残 高	12,300	615,164	6,267	621,432	15	861	73,373	74,250	△15	707,967

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	866	134,220
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		570,928
剰 余 金 の 配 当		△11,960
当 期 純 利 益		6,529
自 己 株 式 の 取 得		△78,411
自 己 株 式 の 処 分		87,527
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△270	△270
当 期 変 動 額 合 計	△270	574,342
当 期 末 残 高	596	708,563

【個別注記表】

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～19年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、実際支給見込額のうち、当事業年度負担分を引当計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額を引当計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、子会社への経営指導を行っており、役務提供を実施した期間にわたり収益を認識しております。

なお、対価の受領は、通常は1年以内で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

ウエルシアホールディングス株式会社株式の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式 659,857百万円

当社とウエルシアホールディングス株式会社（以下「ウエルシアHD」といいます。）は、2025年4月11日付で、当社及びウエルシアHDの経営統合を含むイオン、当社及びウエルシアHDの資本業務提携の一環として当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする、株式交換契約を締結しております。当該株式交換契約は、2025年5月26日に開催された定時株主総会において承認されました。これに基づき、当社は2025年12月1日を効力発生日として株式交換を実施し、同日付でウエルシアHDは株式交換完全子会社となりました。そのため、当事業年度の計算書類において、ウエルシアHDとの株式交換により取得した関係会社株式として659,857百万円を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額である実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な根拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は関係会社株式評価損として計上します。

なお、当事業年度においては、実質価額の著しい低下が認められないことから同社の株式について関係会社株式評価損を計上しておりません。

関係会社株式の評価は、経営者が策定した事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画には売上高の増加及び売上総利益の改善を主要な仮定として織り込んでおります。これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度において、見直しが必要になった場合には関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	234百万円
(2) 保証債務	
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。	
(株)ツルハ	1,925百万円
合計	1,925百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	1,584百万円
短期金銭債務	771百万円
長期金銭債務	8百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入	20,616百万円
営業費用	38百万円
営業取引以外の取引による取引高	205百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数に関する事項	
普通株式	26,563株

(2) 株主資本の著しい変動

連結注記表「6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産・・・未払事業税、賞与引当金

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社

種 類	会社等の名称	事業の内容 又は 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	イオン(株)	純粋 持株会社	(被所有) 直接 50.3	-	-	株式交換 (注)	337,481	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアホールディングス株式会社を株式交換完全子会社とする取引であり、株式交換比率は、第三者による株式価値の算定結果を参考に、当事者間で協議し決定しております。なお、取引金額は効力発生日の市場価格に基づき算定しております。

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	事業の内容 又は 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株) ツルハ	医薬品 小売業	(所有) 直接 100.0	兼任 3名	経営指導等	経営指導料 等の受取 (注) 1	6,788	売掛金	763
						銀行借入金 に対する債務保証 (注) 2	1,925	-	-
						資金の借入 (注) 3	14,168	関係会社 短期借入金	14,168
						利息の支払 (注) 3	68	-	-
子会社	(株)レデイ薬局	医薬品 小売業	(所有) 直接 100.0	兼任 1名	経営指導等	資金の貸付 (注) 4	19,005	関係会社 長期貸付金	17,805
						資金の回収 (注) 4	1,200		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料等の受取については双方協議のうえ合理的に決定しております。
(注) 2. 金融機関の借入については債務保証を行っておりますが、保証料は受領していません。
(注) 3. 資金の借入利率は、市場金利を勘案して決定しております。
(注) 4. 資金の貸付利率は、市場金利を勘案して決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,558円43銭
1株当たり当期純利益	22円09銭

(注) 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

11. 企業結合等に関する注記

連結注記表「10. 企業結合等に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(資本準備金の額の減少)

当社は、2026年4月16日開催の取締役会において、2026年5月22日開催予定の第64回定時株主総会に、資本準備金のその他資本剰余金への振替を付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少の目的

今後の経営環境の変化などに対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金へ振り替えるものです。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

資本準備金612,103,756,184円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の日程（予定）

①取締役会決議日	2026年4月16日
②株主総会決議日	2026年5月22日（予定）
③債権者異議申述公告日	2026年6月8日（予定）
④債権者異議申述最終期日	2026年7月9日（予定）
⑤効力発生日	2026年7月31日（予定）

(4) 今後の見通し

本件は純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、業績に与える影響はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月16日

株式会社ツルハホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 石山 健太郎
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 相澤 陽 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツルハホールディングスの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツルハホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月16日

株式会社ツルハホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 石山 健太郎
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 相澤 陽 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツルハホールディングスの2025年3月1日から2026年2月28日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月17日

株式会社ツルハホールディングス 監査等委員会

監査等委員 佐藤 はるみ ㊟

監査等委員 岡崎 拓也 ㊟

監査等委員 浅田 龍一 ㊟

監査等委員 中山 泰男 ㊟

(注) 監査等委員佐藤はるみ、岡崎拓也、浅田龍一及び中山泰男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上